平成28年社会保険料(国民年金保険料)控除証明書　11月発送用

料金後納
郵　便

親　展

様

○
○
○
○
○

大切なお知らせ

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

国民年金保険料を社会保険料控除として申告(年末調整・確定申告)する際は、この証明書や領収証書が必要です。大切に保管ください。

差出人
日本年金機構
Japan Pension Service
〒168-8505
東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

宛先不明の場合の返送先、お問い合わせ先

〒

→社会保険料控除の申告の際は、ここから切り取ってご使用ください。→

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

被保険者氏名　　様
住　　所

→切り取らないでください。

平成28年中(1月1日から9月30日まで)に納付していただいた国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明します。

証　明　日　平成28年10月1日

歳入徴収官　厚生労働省年金局事業管理課長　印

平成28年中の納付済保険料額

①納付済額	納付済保険料の証明額	円

(ご参考)

②見込額	10月1日から12月31日までに 納付が見込まれる保険料額	円
③合計額	①納付済額＋②見込額 (②見込額がある場合に表示)	円

→切り取らないでください。

- ●「①納付済額」欄の証明額は、平成28年1月1日から9月30日までに納付された保険料額です。
- ●「②見込額」は、引き続き年末までに納付された場合の保険料額を表示しています。
- ●以下の場合は、②見込額　③合計額が表示されません。
  - ・他の年金制度(厚生年金保険等)に加入されている場合
  - ・平成29年3月または平成30年3月までの保険料を前納されている場合
  - ・保険料の未納期間がある場合

など

納付状況の内訳

月／年	納付対象月 1　2　3	 4　5　6	 7　8　9	 10　11　12

- ●「済」は平成28年中に納付された月を、「見」は平成28年中に納付が見込まれる月を示しています。
- ●11月分保険料(口座振替の早割の方は12月分保険料)は、翌年の第1営業日が口座振替日のため、翌年分の控除対象です。

◎社会保険料控除(年末調整・確定申告)を申告される方へ

- ●「③合計額」欄に記載がある方は、「③合計額」欄の額を、記載がない方は、「①納付済額」欄の額を申告してください。
- ●10月1日から12月31日までに、「①納付済額」欄または「③合計額」欄の額以外の保険料を納付された場合は、その分の領収証書を添付等して申告してください。

平成28年社会保険料（国民年金保険料）控除証明書　11月発送用（裏面）

お問い合わせは　『ねんきん加入者ダイヤル』へ

ナビダイヤル® 0570−003−004

050から始まる電話でおかけになる場合は 03-6630-2525
（平成28年11月1日から平成29年3月15日まで）

＜受付時間＞
月～金曜日　午前8:30～午後7:00
第2土曜日　午前9:00～午後5:00
＊祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

○ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。

○「03−6630−2525」の番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

○「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

保険料納付は、口座振替が便利でお得！

- ●毎月の口座振替を早割にするとお得です。
  口座振替なら早割制度（当月保険料の当月引落）が選べ、毎月の保険料額が50円割引となります。
- ●保険料を口座振替で前納されると、もっとお得です。
  前納は6カ月前納、1年前納または2年前納にて納めていただくことができます。口座振替での前納は、毎年2月末がお申し込みの期限です。
- ●詳細については、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

日本年金機構ホームページにおいて、「控除証明書」等の詳細な説明を掲載していますのでご参照ください。
http://www.nenkin.go.jp/　日本年金機構　検索

「ご案内は内側にあります。」
矢印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。
（水に濡れている場合は、よく乾かしてからおはがしください。）

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について

●国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。
・国民年金保険料は、所得税および住民税等の申告において全額が社会保険料控除の対象です。

●ご家族の保険料も控除の対象となります。
・世帯主が、世帯（家族）の国民年金保険料を連帯納付義務者として納付された場合も申告することができます。

●申告の際は納付を証明する書類が必要です。
・国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受けるには、申告書の提出の際に、保険料を納付されたことを証明する書類（本証明書または領収証書）の添付等が義務付けられています。

●年内に納付された保険料は今年分として申告できます。
・この証明書に記載されている保険料額に、あとから納付された保険料額がある場合は合算して申告してください。
なお、あとから納付された保険料分の「領収証書」も申告書に添付等が必要です。
・領収証書をなくされた方は、あとから納付された保険料額を反映させた控除証明書を再発行することができますので、左記の『ねんきん加入者ダイヤル』までご連絡ください。

◆◆2年前納（現金・クレジットカード納付）が始まります！◆◆

平成29年4月より、口座振替に加えて現金・クレジットカード納付についても、割引額の大きな2年前納をご利用いただけるようになります。
詳しくは左記のホームページをご覧ください。

◆◆後納制度をご利用ください！◆◆

平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年間の保険料を納めることができる後納制度をご利用いただけます。過去5年間に納め忘れた保険料があるときは、後納制度をお申し込みください。
詳しくは左記のホームページをご覧ください。

ご本人用（控）

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書（控）

被保険者氏名　　　　　　　　様
基礎年金番号

平成28年中（1月1日から9月30日まで）に納付していただいた国民年金保険料の額は、次のとおりです。
（平成28年9月30日現在）

①納付済額	納付済保険料の証明額	円

（ご参考）

②見込額	10月1日から12月31日までに納付が見込まれる保険料額	円
③合計額	①納付済額＋②見込額 （②見込額がある場合に表示）	円

納付状況の内訳

月 年	納付対象月			
	1　2　3	4　5　6	7　8　9	10　11　12